

平成20年8月1日（金）

【西川水資源政策課長】 それでは、時刻になりましたので、まだ、先生方全員おそろいではございませんが、まずは資料確認をいたしたいと思います。

お手元に配付されています資料は、議事次第、1枚紙でございます。資料1が委員名簿でございます。本日は、横長の資料2という分厚い束が1つございます。本日の資料は以上でございます。そろっておりますでしょうか。

それでは、もう間もなく何人かの先生がお見えになるかと思っておりますけれども、まずは第5回の調査企画部会を開会させていただきたいと思っております。議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。

まず、本日は現時点で定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。本日は、事前のご連絡では、沖先生、櫻井先生、三村先生が所用によりご欠席というご連絡をいただいております。

また、本日の会議は公開で行っておりまして、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録につきましても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。また、会場内の撮影はここまでとさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

どうもお待たせいたしました。先生方おそろいでございますので、それでは、ここからの進行を虫明部会長によりよろしくお願いいたします。

【虫明部会長】 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入りますが、今回の部会はこれまで4回開催した会議の議論を踏まえまして、総合的水資源マネジメントのための計画や検討体制、体系などの検討をいたします。これは前回、上総部長が明言されましたように、水資源開発促進法を今後変えていかなければいけないというためのフレームの議論であります。

それでは、事務局から資料を説明していただき、討議したいと思います。よろしくお

願います。

【廣木水資源調査室長】 それでは、説明させていただきます。お手元の資料2ですが、まず、ご説明の前に、今回の資料は先生方に大所高所から自由に広くご議論していただくために、事務局としても大胆に書こうということで作成いたしております。その意味で、関係省庁との調整を了しているものではございませんので、その点、あらかじめご報告を申し上げます。それでは、ご説明いたします。

表紙で、総合的水資源マネジメントのための計画ということでございますが、言葉として総合水資源管理基本計画と、そろそろ制度のご議論もいただくわけでございますので、かたい言い方を使っております。その中で、目次といたしましては、転換の必要性、計画のご説明、そのために必要な協議会、情報の共有と公開、水資源管理の体系ということでご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、その必要性でございます。これにつきましては今までご議論いただいたところをおさらいのようにまとめてございます。

2ページでございますが、現状認識といたしまして、平常時における水需給ギャップはおおむね解消しているものの、幾つかの問題が存在しているということで、老朽化の事故リスク、災害リスク、地表水との一体的管理が必要な地下水管理、水源地域の活性化、需要面の弾力的水利用、安全でおいしい水への要請、水系全体で整合性のとれた施設配置と利用、豊かな環境への要請、こういう課題があるということで、また、それに加えまして大きな課題として、地球温暖化の進行によりまして既存水資源施設の実力低下が進んでいく。その一方で、今後、水源開発を新たに立ち上げていくのは社会的に厳しい状況が続くだろうということで、渇水の発生のおそれが懸念されているということでございます。

また、水量だけでなく水質、あるいは地下水関係にも影響が及んでくるだろう、こういうことをご議論いただいたところでございます。

次のページでございます。そういう意味で、水資源が直面する課題は相互に関連を有しておりますので、個々のテーマの対応、個別個別の対応だけでは処理できないわけでございます。今後は一つの水系に依存する流域を単位として、関係主体が十分連携・調整しながら、量と質、表流水と地下水、平常時と危機時を総合的・一体的に考えて対策の適切な組み合わせ、適切な順序での施策の実施、あるいは集中投資を行っていくことが大変大事だと考えられます。

特に、温暖化の進行に伴います安定性の低下に対しては、需要供給両面の対策を講じる

ことで、埋めていく必要がございます。水資源政策におきましては、従前の水資源開発による量的な充足を優先する方策をとりつつも、そこから限られた水資源を有効に活用して、水資源を総合的に管理していく方策へと転換していくことが必要だと考えてございます。

4ページは以前お出ししました、今申し上げたようなことを図にまとめたところでございます。次に入らせていただきます。

それでは、実際の計画について5ページ以降で説明をさせていただきます。まずは計画の必要性。これまでご議論いただいたところでございますが、一度まとめさせていただきますと、今までありますフルプラン7水系のように、そういった水系に依存する地域に人口、産業が集積いたしまして、今後、温暖化等によって水資源の影響が地域の社会経済活動に大きな影響を及ぼす水系においては、課題あるいは管理の具体策につきまして、水系に依存する地域ごとに関係主体、例えば水資源、上水道、工業用水、農業用水、河川管理、下水道、環境等に係る国の地方支分部局ですとか都道府県ですとか、関係者が平素から協議して、合意を形成して、ハード、ソフト両面の取り組みを整合的に進めることが必要だと考えられます。

また、こういう水系におきましては、地域の関係主体が情報を共有して、協議する常設の場が必要だろうと。そこでの協議を通じまして、総合水資源管理に関する基本的なマスタープランを国が策定し、それに基づいて、各主体が取り組んでいく。そして、その取り組みを連携・調整していくということが大事なのではないかと考えられます。

そう考えますと、今までのどういう課題を整理して、計画にまとめていくかということでございます。水系単位の総合水資源基本計画は、水資源の現状と課題を明らかにしつつ、需要の見通しと供給の目標を定めた上で、具体的な施策、事業について記載していくということになります。その構成案がこちらに示してありますけれども、まずは水資源の現状と課題を書いた上で、これは今までのフルプランでもございましたけれども、用途別の需要量の見通し、供給の目標を書いてまいります。ただ、ここで1点大きく異なりますのは、供給の目標を考えていく上で温暖化というものを中に取り込んで内部化していくということをあわせて作業としてやっていく必要がございます。

また、あわせて課題を解決するために、水資源の総合管理に関する事項といたしまして、新たにこういった事項が追加されてまいります。施設の整備、運用並びに維持管理、需要の管理、水質の管理、地下水の管理、流域の保全といった項目でございます。

8ページでございます。その中で先ほども温暖化の考慮と申しましたけれども、需要量

と見通し、供給の目標を考える上で、一度、前回の資料でお出ししたものと似ておりますが、この図にありますように、現在、ダムやそういう施設は計画した当時の流域をもとに供給能力を算定いたしておりますけれども、温暖化の影響等によりましてその供給実力が低下気味であると。さらに温暖化が進みますと、渇水の頻度が増えることもありまして、実力低下というのは進行するだろうと考えられます。そういたしますと、需要とのギャップが生じますが、これを総合的な水資源管理によりまして、需要・供給が両方の対策を打っていくことでギャップが少しでも埋まるように、需要に見合うだけの供給が安定的になされるように考えていくということでございます。

9 ページでございます。ここからそのための個別事項についてご説明いたします。ここから先はフォーマットが大体同じでございます、一つはここにありますように目標、その項目で大きく何を計画の目標としていくのか、この項目を書き、計画に記述することで何を達成したいのかということであります。

次に、そのための具体的な記述事項を箇条書きしてございます。それから、下に施策実現のための配慮事項ということで、そういった計画を実施するに当たって必要な事項。それから、米印がついている部分がございます。これは実施だけではなくて計画づくりそのものに必要と考えられる事項に米印をつけております。

先頭に戻りまして、この老朽化の問題につきましては、目標といたしまして老朽化した施設ストックが、前に申しましたように非常に増えてきていると。また、大規模地震や気候変動等に伴う事故・損害リスクが増大しているということで、これらを適切に対処しながら、水系全体のネットワークとしての施設の更新コストやリスクを最小化するということが、国民に安全、安心、安定的なライフラインとして施設が継続的に機能するということが目標としてございます。そのためには計画に記述する事項にございますように、まずは施設の現況をネットワークとして把握をしておく。いろいろな水道、下水道、水資源施設、農業用施設等がございます。こういう施設情報が諸元や老朽度、あるいはそれを取り巻く状況などを含めて把握されていると。また、そういったものをネットワークとしてどう機能させるか、いざといったときにどういうリスクが発生するかという分析が必要になってまいります。それに基づきまして、水系全体にこの施設ネットワークをどうやって安定的に運営していくのかという施設管理方針を記述いたします。その中で、特に大事な施設、緊急改築事業といったもの、水機構の事業等がございますが、そういった緊急に改築を要するものにつきまして、対象施設の諸元、老朽化、支配エリア等を書いていくという

ことが大事ではないかと思っております。

10ページでございますが、それをイメージ図、どういうリスク分析をするかということでもありますけれども、この下に図がございます。ごらんのように、例えば利根大堰が取水停止になったときの影響。ここにバツがついておりますけれども、このバツは必ずしも全く水が取れないとかそういうことではなくて、影響があるという意味のバツでございますけれども、例えば、利根大堰が1回何かの理由で取水ができなくなったとすると、直下流の水路、埼玉県の上水・用水だけではなくて、荒川を通じて東京都の都市用水のほうにまで影響が及んでいくということでありまして、一つの施設がどこまで影響を及ぼして、そのためにどれだけの社会、経済に対して影響があるのかといったようなものを分析するのがリスク分析のイメージでございます。

次の11ページ、危機管理でありますけれども、地震時や災害、水質事故時等においても、必要水量・水質を安定的に供給・確保するというのが目標でございます。先ほどのリスク分析にもございましたけれども、これも関連した事項でございます。

総合水資源管理計画に記載する事項といたしましては、まず、その流域内の施設の危機管理体制の状況、耐震ができていないか、あるいはいざというときにバックアップ、代替となる施設があるのかといった現況把握をいたします。その後に、そういったバックアップをしている施設を位置づけをしておくということでもあります。万一、水量確保障害、事故、災害等で水量がこの施設がだめになったというときに、どういう対応体制をとるのか、あるいは連絡、連携をするのかということと、またそのときの備えの情報を共有しておく。また、水質事故等が起こったときも同様でございますので、そのときにはどうやって、どこに汚染源があるのかという情報も重要でございますので、それもあわせて共有化をしておくということでございます。

その施策実現のために配慮しなければいけない事項としては、先ほど説明したようなリスク分析をちゃんとやっていくということと、施設の更新・改修、対応計画がそれぞれ実施されるというのが大事でございます。また、そういった汚染源の追跡ということも必要ということでございます。

12ページでございますが、それを整理いたしますと、この場合、水量と水質両にらみにしなければいけないということで、先ほど申しましたような、非常時でも安定的に水量、水質確保ということで、一時的に水が取れなくなった事態におきましてリスクを分析し、事前の予防策を考えた上で、ソフト面もあわせて考えると。水量ですと、そういう危機管

理シナリオ、連携方策の検討も必要でしょうし、緊急連絡体制も必要でございます。水質事故におきましても同様のことを考えて、それぞれに適したプレーヤー、関係者が密に連携をとっていかなければいけないということでございます。

また、事前に備えたとしても起こってしまうことは起こってしまうわけでありますので、事後の対策が速やかにとられなければいけない。言ってみれば、計画をつくっておいて、いざというときにそれという形で実施に移されるような措置が必要であるということでございます。

13ページでございます。次に、水資源施設の効率的運用ということでお話をさせていただきます。目標といたしましては、平素から供給側で水供給の効率化に資する施設運用を講じることで、渇水時の需給ギャップの縮減を図るということで、一言でいいますと、既存施設を最大限に活用して、最大限、ギャップを埋めていこうというのが目標でございます。

そのために、記載する事項としては、一つは今あるダムを嵩上げして、嵩上げは数メートルの嵩上げで大変大きなポケットをとれるという利点がございまして、そういう施設事業の位置づけをする。それから、ダムの統合運用ということで、複数のダムが水系内にあるときは、それを効率的に運用するような基本的なルールをつくっておく、あるいはダム群の再編によって治水容量と利水容量を振りかえるということも考えられる。あるいはダムの弾力的運用ということで、予備放流その他の措置によって効率的にダム自体が機能するといったことが記載事項として考えられます。

そのための配慮事項としては、例えば、ダム群の再編に際しまして、事業を行うための制度の整理をしておくですとか、あるいは弾力的運用については、当然、雨の降り方を予測しながら運用するわけでありますので、そういった予測技術や操作技術の向上に伴って、弾力化がさらに進んでいくということでございます。

14ページにその図、概念をポンチ絵で書いてございます。それぞれのエリアイメージが書いてございますが、ダムの統合を全体的に水系内で図ったり、近接したダムでダム群を再編したり、あるいは上流、下流でいろいろ振りかえをやったり、個々のダムで弾力的運用をする、可能なダムによっては嵩上げするといったイメージでございます。

15ページでございます。今までは供給側、施設を主として、焦点を置いてご説明いたしました。今度は供給だけではなくて需要をうまく管理することが大事だということでございます。大きな目標としては、水を大切に社会を構築するということであり

ます。このためにはまず関係主体によって円滑な水利調整がなされること、また、より低コスト・低エネルギーという今の社会要請に適合した水管理が実現されるということが目標になってまいります。この中で水の需要の調整につきまして、記載する事項としては、一つは円滑な水利調整ということで、現況の水量、水利を把握しながら今後、そういったものが転用する見込みについて記述していく。あわせて、当該水系でどういう水利調整がなされていくのが望ましい姿だということを明確にしていくということが大事だと考えられます。また、そういった望ましい姿に向かって必要な措置は何かということもでき得る限り記載することが望ましいと考えられます。

また、水を大切にす活動の取り組みにつきましては、いろいろな利水分野で節水、あるいは水の合理化という活動をされてあるわけですので、その現況を正確に把握する。また、分野別にどういう目標に向かってやっているのかということもあわせて共有化しておくということが大事だと思います。

それから、節水は最終的にはエンドユーザーが、例えば蛇口を閉めるといったようなことをするのが、まさにストレートに効いてくるわけでありますので、そういった取り組みを広報によって促すということは大変大事でございます。また、市民・企業という視点から節水の取り組みをやっておられるところもたくさんあるわけでありますので、そういった流域と市民と一体となった取り組みをこれから把握し、支援していくことが必要ではないかと考えてございます。

その施策実現のために配慮事項といたしましては、そういったもののベースとなります、だれがどこで何を使っているのかという水利用の情報の共有化を行いまして、共通認識を醸成する。また、水利転用の推進施策についていろいろと対策があるわけですので、もちろんプラスの面、マイナスの面もございましょうから、そういうことについて検討していきます。また、市民・企業によります節水の取り組み支援策の検討は大事だと考えられます。

それをイメージにしますと、例えばこの図にありますように、円滑な水利調整を図っていったり、右側にありますように、個々の節水の取り組みを図ったり、あるいは水利転用の見込み等を既に明らかになっているものについて記述していったり、流域全体が水を大事にするという方向で取り組んでいるというのを見せながら、一つ一つ着実に進むというのが大事ではないかと考えてございます。

17ページでございます。その中で特に雨水・再生水の利用というのがございます。目

標といたしまして、「水を大切に使う社会の構築」の取り組み、渇水時・緊急時の総合水資源管理の一つとして、雨水・再生水の利用を推進していくということでございます。その記載事項といたしましては、一つはかなり進んでまいりました下水再生水の活用方針、まずは現況をよく把握して、今後、それがどのように拡大に向かっていくのか、それを知っておくということでもあります。

また、そういった下水再生水が渇水時に非常に有効になってくるポテンシャルがありますので、渇水時の利用策につきまして、どの程度の期待ができるのか、あるいはそのために転換するための一つのルール、あるいは調整のための体制といったことを記載していく必要があるのではないかと考えます。

また、同様に雨水と個別の地区内で循環していく再生水の利用につきましても、今までは雨水・再生水につきましては、どちらかという自主努力に任せているところが多かったわけですが、今後のしっかりとした利用の目標値を定めながら、それに対する取り組みを考え、実行していくのが大事ではないかと考えられます。

そのための配慮事項といたしましては、今までもご議論いただきましたけれども、利用拡大のためのパイロット事業や実証実験を早急に進める必要があるということもございますし、下水再生水、大変、水質がよくなってきているわけですが、そういったものが担保されるように水質基準や安全性の評価、方法の検討が必要であろうと考えられます。また、循環利用の再生水、雨水の利用促進にかかって、いろいろな促進のための公共制度の充実やガイドラインは非常に役に立つと考えられます。

18ページに、雨水・再生水利用の促進のイメージが書いてございます。これは以前、議論いただきましたように、例えば、左側の図ですが、平常時にせせらぎ水路に使っていた水を渇水時には他の用水に転用していく、あるいは平常時に再生水を地下に涵養して、豊かな地下水盆を形成した上で、いざ渇水というときにはそれということで不足を補うということが考えられます。

渇水時の利用目標につきまして、右側に書いておりますが、節水と一緒に下水再生水といったものが使っていられるというのは、前にご議論いただいたとおりでございます。当然ながら、こういったものを考える上で下水の水質、特に地下水に涵養する場合には、水質の問題をちゃんとクリアしておく必要があるということは言うまでもないことでございます。

19ページでございます。需要側の対策を今まで述べてまいりましたが、実際の渇水の

ときにどうすればいいのかというのは、実は今後、地球温暖化が進む中で極めて重要になってまいります。目標といたしましては、そういった緊急事態に対しまして地域住民や企業を含めた水系全体の理解、関係者の速やかな対応といったことを浸透、向上させていくということが必要ではないかと考えております。

そのために総合水資源管理計画に記載すべき事項といたしましては、一つは渇水調整計画ということで、渇水調整の準備から取水制限シナリオ、ダム運用、情報の共有化、その他ということで、そういった一連の流れをしっかりと事前に準備しておいて、関係者が既にあらかじめ共有化しておくということが円滑な渇水調整のために大変大事なことではないかと考えられます。また、具体的に渇水時には緊急対応、措置として地下水等の代替水源、あるいは独自水源からの取水ですとか、利水分野別に節水対応、あるいは市民・企業による努力、広報活動といったものをあらかじめ定めておく必要があるということでございます。

配慮事項に書いてございますように、既にこういったことの幾つかは進んでいる部分がございます。例えば、現行の渇水対策の仕組みとしては、渇水対策協議会がそれぞれの流域に存在して、いざというときの渇水調整活動を行っておりますので、そういった仕組みとのすり合わせが大事だと考えております。

また、取水量情報は言ってみれば河川の流量とともに、それぞれが幾ら水を使っているのかという取水情報がなければできないわけではありますが、そういったものは民間も含めてどっちかというところ公共セクターでないところも情報を持っておられますので、そういった情報が集約され、共有、公開されていくための連携体制づくりが極めて重要になってまいります。

20ページでございますが、渇水時における対応といたしまして、それを具体的なイメージにすると、こういう方法になるということでございます。もちろんこれに加えて、まだ新しいアイデアがあれば、お教えいただければ大変ありがたいと存じます。

21ページでございます。今まで水量についてご報告申し上げてまいりましたが、今度は水質でございます。目標といたしまして、必要な箇所に、必要な水質を、必要な水量、より低コスト・低エネルギーで確保するというところで、これは今まで水量に中心を置いてきた部分をより水質、あるいは低コスト・低エネルギーといったものも目標として加味しながら確保していくということでございます。

このために記載する事項は、水質目標の現況といたしまして、流域におきまして既にあ

ります環境基準、取水水質目標、水環境目標の現況をきちんと把握する。あわせてそういう目標を持ちながら、この流域においてどういう水環境や水質上の課題があるのか議論、共有化しておくということが大事だと考えております。そして、そういった目標に向かって関係者が力を合わせるためには何が重要かということが大事でございます。具体的な措置といたしまして、流域単位の水質の管理実現のために具体的対策、連携方策を記述するというので、環境基準を踏まえた水質対策、あるいは安全でおいしい水、良好な水環境を確保するための対策、対策の役割分担や実施のスケジュール等を記載していくということが必要だと考えてございます。

そのために配慮事項といたしましては、水質関連情報、これは水の経路情報も含んでおりますが、その共有化ということが基礎として必須になってくるということでございます。また、目標といたしましては、水質対策の促進に寄与して、また住民参加を促すような、どちらかという数字というよりも人間の五感に訴えるような新しい水質指標の活用が大事ではないかと考えております。

またコストやエネルギーという観点、これまで以上に温暖化対策も含めまして重要になってまいりますので、効果的、効率的な連携方策を考えていかなければならないということでもあります。

水質の向上、コスト、エネルギーの観点から施設の配置、あるいは取水の多様化といったようなことに対する制度的や財政的な措置の検討はこれから必要になってくると考えておりますし、また、必要な水量、水質確保を目標といたしますダム等の統合運用ということもあわせて手段として検討する必要がございます。

また、水環境の創出のために環境用水を導入するという点について、円滑な調整の仕組みも要りますし、以上述べたものを定量化していく技術も必要だと考えてございます。

その全体イメージは一回お示した図でございますが、ある意味、盛りだくさんな対策が既にあるわけですが、これらを一つの共有された環境基準値や水質目標に向かって力を合わせる仕組みをつくらうというのが、今回の趣旨でございます。

23ページでございます。今度は地下水でございますけれども、気候変動によります渇水リスクの対応策として、今までは地盤沈下をどうやってとめるかということで、規制に軸足が置かれた地下水の管理を、適正な保全と管理のもとに活用することが目標になっていくのではないかと考えられます。そのためには地下水の賦存、あるいは収支、利用の現況を把握した上で、しっかりとした基本方針が必要であろうと考えられます。持続

的な地下水の利用可能量を定めた上で、例えば渇水時においてどういうふうに地表水と地下水を組み合わせ利用していくのかということを考えて、記述しておく必要があるということでございます。また、そのためには地下水をくみ上げるだけではなくて、必要に応じて涵養していくということも大事でございます。

それらのベースとして、地下水を適正にモニタリングして、ネットワークとして地下水を把握していくということが大事でございますし、緊急時の対応もあわせてとっていく必要があるということでございます。

そのためには情報の共有化、あるいはシミュレーションといったものが必要になってまいりまして、24ページにございますが、そういった地下水の管理を総合的にいろいろなことを考えながら実施するというのは、以前、ご説明したところでございます。

25ページでございます。流域の保全ということでございますけれども、今度は川から多少、丘が上がって流域に目を移すと。まず、上流でございますが、ダム上流の水源林の整備、あるいは水源の里としての水源地域が大変重要なわけでありまして。既に自治体等で水源林を守ろうという活動はいろいろなところ、例えば、東京都ですとかそういったところで行われておるわけですが、一つ、水資源の起点としての水源地域の保全ということのスローガンに計画に書いていくことが大事ではないかと考えられます。そのためには、計画の中で水源地域の現況を把握するとともに保全の方針、水源の保全とダム機能維持の観点から重要な水源林を整備する。また、水源林に近接する集落等の水源地域を活性化させる。そのためには、一つは上下流の連携のスキームである水源地域対策の有効な活用ですとか、またそれを踏まえた上で森林整備、地域活性化に関する既存の制度事業との連携、さらに環境意識の高揚、民間企業のCSRの動きに連動したような社会全体の関心を高めて資源を誘導していくといったことが必要となってございます。

そのためには配慮事項として、水源地域対策基金の役割と機能強化、公益財団法人への移行をにらみながら、積極的に活用していくということでございます。

26ページにそのイメージが書かれてございます。これは以前お示したものの、あるいは今申し上げたことを平面図に落として、ポンチ絵にしたようなものでございます。

また、27ページでございますけれども、ダム水源地とあわせて丘が上がって、今度は中下流を見てまいります。流域における水循環の保全ということで、さらに水循環の形成のためには、単に川の中だけではなくて、流域全体をとらえる必要があるわけですので、流域全体を水という観点から保全するということは大事でございます。そのためには、計

画の中に水循環の現状、ネットワークの現状等を把握した上で、今行われているような取り組みをさらに進めていく。例えば、水辺空間の回復、あるいは流水の正常な機能の維持、農地というのは、例えば水田に張られた水が豊かな地下水を涵養していくように、農地が持っている多面的な機能を維持向上していくのが必要だと考えられますので、そういったことを記載する必要があるのではないかと考えております。また、生態系の保全、水循環の保全のための住民の取り組みとの協働といったことが大事になってまいります。

28ページにはそれを若干のポンチ絵で示してございます。

以上に述べましたように、総合的かついろいろな分野をカバーした計画をつくってまいります。そのためには、今までの水促法に基づくフルプランの計画スキームのように、中央ですべてが定まるということにはなっていないわけでございまして、当然ながら、流域の関係者との連携、あるいは流域の関係者によります計画案の議論ということが必要になってまいります。

30ページですが、今申しましたように現行フルプランというのは、主として需給見通しについて、関係都府県からの意思表示を受けた上で、国が計画をつくってきたということでございます。今回の計画では、これまで以上に当該水系の具体的な事情を踏まえた政策等について、きめ細やかな調整を行いながら検討して、計画に位置づけるということで、緊密な関係者の協議は不可欠だと考えてございます。

そのために最後のポイントにございますけれども、当該水系の流域を単位として、関係する国の地方支分部局、都道府県等の関係主体による常設の協議会を設けることが必要でございます。

その中で31ページにございますけれども、協議会の役割と構成について概括いたしますと、協議会の役割としては、当該水系の総合水資源管理基本計画について協議をする。そして、計画が決定された暁には、掲載された施策の実施に関する連携調整のための協議をしていくということでございます。

構成員はまだまだこれからもご議論いただきたいところでもございますが、当該水系に依存する地域の関係主体というのは一義的にあるだろうと。それは水資源、上水道、工水、農水、河川管理、下水道関係等に係る国の地方支分部局であったり、都道府県であったり、その他であったりするわけでございます。

また組織構成については、非常に多くのステークホルダーがあるわけですので、全体会のほか地域の実情に応じて分科会、例えば、課題別の分科会ですとか、あるいは地域別の

分科会を置くこともあり得るのではないかと考えてございます。

32ページでございます。今までの計画の中で何点かの課題で情報の共有と課題ということをお願いしてまいりました。

33ページですが、こういった計画の策定、実施に当たっては、水系全体のいろいろな水の形態、表流水、地下水、あるいは処理水といったものの水量、水質が定量的に把握され、構成員の間で共有されているということが前提として必要だと考えておりますし、また、それらがどこをどう改善したらどうなるのかといったことが共有されることがあわせて大事だと考えております。

また、情報共有公開の非常に大事なポイントは、流域の水なんだから、それは流域に住んでいる方々の理解と協力を得ながら施策が実施されるということが非常に大事だということで、必要な情報が広く一般に公開されているというのが極めて大事だと考えてございます。

34ページに図があります。例えばということで、総合水資源管理に必要な施策をカラーの左で書いております。ちょっと複雑な線がいっぱい入っておりますが、一言で申しますと、いろいろなデータや報告というのが現在なされておりますが、それらは相互に関係しているということで、こういった必要なデータ群を必要な施策のために整理をしていくと。そして足りない部分はいろいろな措置でもって取得し、公開し、共有化するということでございます。

35ページでございますが、その中で特に大事なのは足りないデータがあるだろうということでありまして。足りないデータはいただかなければならないことがあるだろうということで、措置案といたしまして、今回の制度の中で大口の利水者に取水量のデータの報告や公開をしていただくとか、あるいは地下水についても同様の報告、公開をいただくとか、また、そういう利水をしている、言ってみれば民間の方も含めて取水データをいただくわけでありまして、当然ながら、関係行政機関も河川水位や水量、水質、ダム放流等のデータ、できればオンライン公開ということで公開をいただくということが必要ではないかということでございます。

こういうことをやりますと、赤い枠の中にありますように、それぞれの課題に応じて適切な管理が可能になっていくということでございます。

イメージが36ページでございます。ここにありますように、そういった情報共有、公開をするためには、当然ながら制度上の措置が必要であります。あわせてクリアリング

ハウスですとか、総合水資源管理に関するシミュレーションということが必要となってございます。

37ページでございますが、総合シミュレーションというのはどういうものか。これは前回、古米先生からもご指摘いただきましたように、こういった総合化を図る上ではツールが要るとことのご指摘がございました。それを踏まえて検討した結果を少しご報告させていただきます。

シミュレータの中では水量、水質、そのほかの熱量、施設の諸元といったものを考慮して、定量的に評価できる総合シミュレータを構築することが大事だと。これを総合水資源管理におけるマネジメントツールとして使用していくということでございます。

このシミュレータのイメージ、38ページ、あるいは39ページにございますように、それぞれの要素、例えば地下水と地表水の一体化、あるいは水量と水質の一体化についてはさまざまなモデルが既にごございますし、現況で流域に落としてそういうところをモデル化しているところもございます。

ポイントは、40ページにありますように適切に組み合わせて総合水資源管理に使えるように結節していくということでございます。これによりまして対策の効果の定量化やマネジメントの立案、手法の立案、あるいは計画の策定ができると考えておりまして、私どもとしましても、これから検討、推進していきたいと考えております。

41ページでございます。こういった今まで計画、それに必要な協議会、情報の共有と公開についてお話し申し上げました。それを体系化すると、制度体系とするとうなるかということで、42ページでございます。

一つは、今回はそういった推計ごとに非常にきめ細やかな計画づくりをするということで、それらが、ある一定の国としての方針にのっとってつくられるのは大事であります。また、場合によっては、国が指定した水系以外で、都道府県がみずから大事な水系でつくりたいということもあるのではないかと想定いたします。そういうときも基本的な部分は整合性がとれているということを担保するために、基本方針を策定するというところでございます。

また、あわせて現行の水促法にありますように、水系の指定を適切に行った上で、その水系については、国が責任を持って計画をつくっていくと。また、その一方で、先ほど申しましたように、当該水系におきまして地域の取り組みあるいは地域の施策、情報を吸い上げていく必要がありますので、そういった水系におきます総合水資源管理協議会と原案

につきまして密な協議、連携、そして原案の作成等がなされていることを担保していく必要があると考えております。

そういうことによりまして、できた暁には、総合水資源管理の具体的な取り組みが実施され、ひいては国民の安全・安心な水利用の確保ということがなされると考えております。

先ほど申しましたように、この基本方針につきましては、全体としての基本概念や考え方、具体的な施策の方針等を整理、提示するというところでございまして、中身的には、これは概略でございますけれども、こちらに記してございますような基本方針の内容になるのではないかと考えてございます。

長くなりましたけれども、以上で報告とさせていただきます。

**【虫明部会長】** どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明をもとに議論をしていただきたいと思いますけれども、次回で中間報告の骨子の取りまとめということになります。今、ご説明がありました計画の構成と項目、内容、あるいは計画づくりのための協議会、情報の共有、提供といったような部分を中心にご議論をいただければ幸いです、どなたでも結構ですので、どうぞ。いかがでしょうか。

では、ちょっと私からといいますか、流域水循環健全化というのは、国土庁水資源部が最初にそういう提案をしたんですけれども、その後、下水道とか、農業関係もやりましたし、環境省もやったということで、関係省庁6省庁9部局が調整して共通の定義をやったりしましたが、これは実は読み方を変えれば、総合水管理なんですね。治水も入っているから総合水管理で、結局、これが法律に記載されているのは環境基本計画の中だけなんですね。そのときにも環境基本計画の中で記述するのに結構、調整が必要でというのは、環境省が出しているものですから、環境にかかわる水循環健全化というのは何か限定性がついていると。それを本来のもっと広い意味にするためにということで、結構、水資源部もそういう要望を出していると思うんですが、少なくとも先ほどの流域の保全というところでは、流域水循環健全化という言葉をここで入れるほうが僕はいいんじゃないかと思っておりますけれども、つまり水資源管理としての水循環健全化と。

さっき言ったような、環境基本計画の前のときにそういう議論があつて、私も意見書を出したりしたんですけれども、水資源から、環境の立場から見た健全化もあろうし、それから、治水、ほんとうは全体を統合する概念なんですけれども、少なくともこれには何らかの形で生かされてほしいんじゃないかと思っております。

その生かし方というのは、先ほどの流域の保全というあたりで、そういう言葉を出され

るのが適切かと思いますが、どうぞ。

【三野専門委員】 今、事務局の案を聞かせていただきまして、大変よくまとまっているし、ぜひ、この形で進んでいただきたいというには思うわけですが、前回、前々回等で幾つか農業用水に対して、先生方、大変違和感を持っておられることが少し気になりました。私自身も農業用水をそんなに知っているわけではないので、農業用水を弁護するつもりは毛頭ありませんし、固定的だし、非常に非合理的な面もないことはないわけで、大変問題を含んでいる。これをうまく流動化させて、この計画をより実効性のあるものにしていくということが必要なんじゃないかという立場で、少し感想を述べさせていただきたいと思います。

違和感を感じる原因についてのもと、いろいろ考えてきましたが、どうも消費のメカニズム、供給システム、管理の仕組みの違いというのが基本的に背景にあると思いますが、今までいろいろなお話を聞いてきましたら、管理の仕組みの中で、上水、工水では、公営企業体を中心に基礎自治体、市町村の、要は供給側の立場に立って需要者に結びつけていくのに対して、農水は公共組合、むしろ需要者の集まった組合が中心となっているという性格的に全く違うものなんですね。

それで特に私もこの供給側としての、すなわちガバメントとして一つの仕組みは、公共・公益性という水資源の大変重要な特性をさらに管理を強化していかなければならないという大きな流れの中ではきわめて有効なものと思います。それに加えて、需要者側の仕組みの活用というのをもう少し位置づけていただくと、先ほど言いました動きやすくなる、と思う次第です。

それで、国土形成計画が実はこれと同じような背景を持っていたような気がします。今、広域地方計画の策定の段階でいろいろ先生方とも一緒に勉強させていただいておりますが、国土形成計画の一つの出口として「新たな公」がいろいろ議論しています。どうも私自身かなり違和感を持つのは国と地方の間に、道州制みたいなものでカバーしていこうという際の協議会を新たな公と主張される先生方がたくさんおられます。

もう一つの考えとして、新たな公というのは、「公」と「私」の間をつなぐ「共」という仕組み、これを新たな「公」と考えるグループもあるわけです。どうもその辺を新たな「公」ということで両方とも表現されているように思われます。どうもこの水資源の管理の問題も流域規模の協議会を考えておられ、「共」的な協議会が考えに入っていないように思えます。

最後に、長くなりますが、実は、農業用水で昨年から正式に「農地・水・環境保全向上対策事業」という新しい制度が出発しました。これは環境支払制度だと思いますが、ソーシャル・キャピタル、集落が重要な水を使う「共」的な仕組みの大切なキーポイントになっています。それが地域の都市化や近代化でどんどん崩壊しています。国土形成計画でも、限界集落問題でいみじくもあぶり出されたように、集落という仕組みそのものがどうも「公」でもないし、「私」でもないが、日常の生活ではきわめて重要な役割を果たしている。実は農業用水は、ある意味で土地改良区が農業用水を管理しているのではなくて集落が管理している。集落間連合として土地改良区ができ上がってきた。その集落の機能をもう一度再生していこうという運動として、先ほど言いました農地・水・環境保全向上対策の制度が動き出しました。これは昨年からスタートして、瞬く間に農振農用地の3分の1、100万ヘクタール以上をカバーしてしまいました。その集落機能の崩壊を補う意味で、もう一度新たな形で住民と需要者である農業者を含めた新しい形の仕組みをつくろうということです。そしてそれが実は水も環境も、特に水量と水質を保全する意味で非常に重要な効果があると考えられています。

さらに中山間直接支払なんか加えますと、水資源管理に対してそういう仕組みが出来つつあると言えます。そういうものを実はこの中に位置づけていただくと、すごくこの協議会の中身が濃くなって実効のある形になるような気がします。特に、河川取水の3分の2を占めている農業用水の問題がすごく動きやすくなるのではないかと考えております。ぜひその辺のことをこの計画の中に位置づけていただければと思います。感想めいたことになってしまいましたが以上です。

**【虫明部会長】** それは本質的な問題なんですよ。ただ、これを水資源管理というのでやるか、もう一方は、おそらく流域での治水という議論が進むと思うんですが、そのときにおっしゃるとおり、農村集落そのものの問題と、今度は都市と農村という関係を議論することが必要になってくるんだろうと思うんですが、そちらの視点は非常に重要だと思うんです。ここでどれだけ今のようなことが組み込められるかというのは、いずれにしる検討していただくということにしたいと思いますが、どうもありがとうございました。どうぞ。

**【三村専門委員】** 今、この総合計画の中に水資源の供給とか、質の確保以外の領域までどれぐらい踏み込むかという話になったので、私も同じようなことを感じて、その点についてコメントしたいと思います。

全体の構造を見せていただくと、例えば4ページの一番最初に書いてありますけれども、水需要に供給が追いつかない状況からは脱却したと、だから、開発からマネジメント、そういうストラクチャーになっているんだと思います。それで、そういう意味で言うと、平常時はかなり何とかやっていたりできるようになったと。異常時が問題で、特に気候変動のリスクなんかがあるので、そういうより今まで想定しなかったようなリスクもあるので、それにどう対応するか、そういうようなストラクチャーになっているんだと思うんですけども、そうすると平常時は今のままでいいのかという言い方はおかしいですけども、ここに書いてあるように質の重視とか、もっと水環境への配慮だとか、ほかで水を利用されていることに対してどういうふうに配慮するかとか、メッセージとしては、平常時は大体いいんですけども、異常時にいろいろ将来もっと危険なことが出てくるから、それに対応しましょうというんじゃなくて、平常時でもこのものをすることによって、もっといい水の供給や水環境をつくることできるというメッセージをもう少しこの中に入れることができるかどうかということだと思っただけです。

私、全体としては、こういう総合管理計画というのをつくって、きちんとやるというのは非常に体系立っているし、データの管理とか協議会とか、そういう面まで提案されていて非常に素晴らしいと思いましたがけれども、ここまでやるんだとしたら、この水資源管理の面からもっといい環境をつくるか、もっと日本の水循環を健全なものにしていく、防災なんかに対してもある種の効果を持たせるとか、何かそういう構成的な目標が入ってもいいんじゃないかなという気がしました。

でも、それは先ほど出ているように、この計画の中にどこまで入れるのか、先ほどおっしゃったように流域化、健全化とか、あるいは総合水資源管理じゃなくて、総合水管理みたいな……。

**【虫明部会長】** 施設の中の水資源とか治水とかにかかって、環境も入ってくる。それをどこまでというのが、おっしゃることはそのとおりなんですけれども、河川局もあり、河川法もありというあたりを。

**【三村専門委員】** そういうことがあるんだと思うので、あまり……。

**【虫明部会長】** でも、ほんとうに国民からしてみたら、全体をちゃんと網羅した中で、ここだというのがわかることが必要なんですよね。

**【三村専門委員】** そういうようなコメントです。

**【飯嶋特別委員】** ちょっと今のと関連してお話ししたいんですけども、確かにこれ

は水資源という言葉がついていますので、あくまでも水資源という立場からのものであると、そういうふうにはここでは限定して考えざるを得ないのかなと、まずそういう基本認識に立ちます。そうするとこの中のメニューはこのとおりで、私は大分網羅されて系統立って大変いいと思うんですが、これが非常に実効性のあるものにできればしたいわけで、そのためにはまだまだ多くの課題があると思います。

そういった中で、例えばダム運用ですとか、嵩上げですとか、そういったことは例えば河川法に基づいて全部やればいいじゃないかと、何でもこういうことをここで決めなければいけないんだと。ただ、考えられるのは関係者の合意を得なければならないという手続きが必要なので、こういう法律が必要なんですよということになるのかなと。そういうところをこの法律の位置づけというものをもう少し明確に示さないと、何のための法律かわからなくなってしまふということだと思ふんです。

前の水資源開発の段階では、とにかく水資源を開発するんだという大目的があつて、それに結集していったということです。それで、そのときに水資源開発公団をつくって、実働部隊を組織したわけです。この場合はこの管理の実働部隊はどういうものになるのかなと、一切書かれていませんのでわかりませんが、そういう位置づけがはっきりしないと、その実働部隊が何をやろうとしても壁にぶち当たって、結局何にもならないと、役割を果たせないということに陥りやしないかという感じがいたします。そういった意味で、基本方針としてある程度発して、何かを決めていくというメッセージが欲しいと思います。

前からいろいろな部会でも議論されていますように、例えば地下水の位置づけは公水とすべきではないかという強い意見も出ていますので、そういった方向にどこまで出せるかわかりませんが、位置づけがはっきりすれば、この体系の中で動いていけばかなり実効性が上がっていくのではないかという気がします。とりあえずそういうことで、感想を含めて。

【虫明部会長】 今の点は少しお答えというか、位置づけというのは、ところどころに見え隠れしているような気もするんだけど、というのは、一つは7水系はとにかく国が責任を持つてというようなことで、説明にもそう言われました。こういう質と量を一体管理するというのはその7水系だけでいいかというと、今、一級河川の見直しの議論がありますけれども、県をまたがるような川、私は阿武隈川ですけれども、宮城県と福島県だと両方またがるとこれは調整が必要なんですよね。だから、先ほどの県についても言ったのは、

どういふところを対象にして、実行部隊がだれかという話なんですけれども、その辺のイメージは少しそちらで考えていることを言っただけだと思います。

**【廣木水資源調査室長】** 実行部隊は先ほど言いましたように、一つはこれの推進部隊を含めて流域協議会ではないかと思っております。もちろん国・水部という組織も含めて当然ながら関与していくわけですけれども、その部分は流域の関係者が協議して、全員が関与したものが決めたので全員で実行していると、そういうオブリゲーションを負わずということは一つ大事ではないかと思っております。

それから、計画の作成主体について、言ってみれば国かその次の意思決定階層にある都道府県とどちらかになるわけです。ただ、そうなってみますと、例えば阿武隈川、両県にまたがるときにはどうするのかとなると、今のスキームの中では、国がやる場合は指定水系というスキームになっているわけでありまして。ですから、そういうふうなやり方でやる方策は、このシステムの中には組み込まれていると。ただ、それを109水系で全部やるかということは今のところ想定していなくて、この法律は国の経済、社会の進展に資する部分を重きを置いて、国の役割はまずは7水系前後に焦点を置いていますという構造になってございます。

**【上総水資源部長】** 今の廣木から説明させていただきましたけれども、7水系というのが今、一つ頭にあります。ただ、今、部会長からお話がありましたように、河川の管理からすると、2県以上にまたがるようなところは国が全体をやっている。そういったところの調整というのはあり得ると思っておりますし、今のところは7つを一応、念頭に置いていますけれども、これはもう少しまだいろいろな議論があつて、最終的な形に落ちつけていきたいと思っております。

それから、もう一つだけ言いますと、飯嶋委員からお話がありましたが、ここでダムの嵩上げとか、そういうのを計画決定をするとか、その事業を実施する意思表示をする、決定するというよりも、今のフルプランもそうですが、それぞれの特定多目的ダム、これは国土交通大臣がやられる事業であっても、ここにこう書き込んでいる。それから、その実施部隊としての水資源機構がやっているものも別に、水促法との関係がありますけれども、別のところでやるというのは決まっていることも、フルプランの中でくくっていると、取りまとめているということだと思ふんです。

今回のこの総合水資源管理の計画についても、それぞれの主体が、下水道みたいなこともここへ入ってくる、事業としてもし書き込むとしたら入ってくるわけですから、それぞ

れの事業主体が下水道であり、水道でありおられる中で、それを水系全体でだれがどういう役割をやって、整備をし、管理をしていくかということの一つのパッケージをつくってしまわないと、その水系の中の水の管理という全体像が見えてこないという役割が今回の総合計画の中にはあるのかなと。事業主体というのはプレーヤーがそれぞれいながら、それをトータルとしてくくっていくという意味合いが相当強くなる計画になるのかなと思っております。

【佐々木特別委員】 全体として、冒頭に事務局からお話でしたが、事前に水に関係する他の省庁とは調整をしていないということをごさいます、したがって、非常に思い切ったというか、大胆な資料ですというご説明がございましたが、ご説明していただいて本日の「資料2」ですね。基本的に私はかなりよくできているのではないかと思います。それが一つ。

それから、もう一つ、全体のことで申し上げたいのは、つい先ごろ6月ですか、社会資本整備審議会の河川分科会の「答申」が出ていますよね。あれをちょっと読ませてくださいましたが、あれと我々のこれからまとめようとしているものとの比較というか、差別化というか、あれを読んでみると、向こうが我々と同じような「総合的マネジメント」とかかなり言っているわけですよ。我々と同じようなことを言っても、向こうのほうが一足早いんだから、6月ですから、それと比べて我々のものがこれから「まとめ」を公にするわけですから、それがメリットというか、強みがないといけないと思います。

そういう観点で社会資本整備審議会の「答申」を見ていましたら、一つ気になったというか、これでいいのかなと思ったのは、水系全体と言いながら、「上流」、「中流」、「下流」と分けながら考えているのですね。私はそれは問題ではないかと、私は個人的には思いません。一つの水系全体を、つまり水源から海に入っていくところまでをトータルで考えていかなければいけない、それを我々はここでは強調すべきだというのが一つ。

それからもう一つは、「渇水リスク」のことをかなりその「答申」では書いていましたが、その中身はどんなことを書いているかということ、「緊急的な水資源の確保」とか、あるいは「既存の供給施設の徹底利用」ということとか、「節水型社会の構築」ということを書いているのにとどまっているのではないかと思うのです。それに対して、我々はどちらかというと渇水調整の、例えば「インセンティブ」とか「融通性」、もっと言えば「経済的なインセンティブをどう与えるか」とか、「水バンク」の話はあまり出ませんでしたけれども、欧米の例とか、そちらのほうにむしろウエートを移していけば我々の強みが発揮できるので

はないかと思えます。

それに対して、この河川分科会の「答申」のほうでは、「水災害に対する対応」についてはかなり詳しく書いている。そういう点を見ると、我々のところでも「リスク管理」等々ありますが、いろいろなリスク対応等々は、我々のほうはどちらかというところのほうに譲って、そんなにウエートを置いて書かなくてもいいのではないかなということを感じました。それが全体です。

きょうの資料を見せていただいて、感じたことだけをちょっと申し上げます。別にお答えいただかなくても構いません。一つは3ページのところで、どうして「総合」という考え方が必要かということを書いています。これは非常によく書かれていると思いますが、例えば「今後は」というのがあって、黒ポツが4つぐらいある。もしこれにもう少し加えるとすれば、私は「国と地方との総合とか調整」ということ。もう一つは、「水関係とその他の国の政策」、例えば食料とか農政とか農業とか、あるいは環境とか、そういうものとの「総合」とか「調整」ということも必要になってくる。だから、総合水資源管理が必要なんだよということを書いてもいいかなと思いました。

それから、6ページの冒頭、現行のフルプラン水系において、これは既に今この場でも意見が出ましたが、どうして7つの水系を選んでいるかということ、そこに書いてあるように、「当該水系に依存する地域人口及び産業が集積」しているという理由があるのですよね。そういう点から言うと、これからつくる新しい計画においては、現行の7つの水系に必ずしもこだわることはないのではないかと思っておりましたら、ずっと最後のほうでちゃんと書いてますね。42ページの一番下、米印のところで、「それ以外の水系も必要であれば対象」としてもいい、あるいは「国が指定しなくても云々」ということが書いてある。この米印のところは非常に重要だと思います。ですから、そういうふうに私は理解していいのだなと取りました。

それから、もう一つ、今回の気候変動あるいは気候変化がもたらす影響の中に、単に水の量とか質だけではなくて、「時間」というファクターが新たに出てきたのではないかと思いますよ。つまり雪解けが早まるとか、稲作が早まるとか、稲作の時期とかそういうものが変わってくると、今までの単に量とか質だけではなくて、そういう「時間」の要素というものが新たに加わってくるということも、今後の我々の新しい計画をつくっていくときにある程度重要になってくるということは押さえておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、7ページ、8ページの基本計画をどうつくるか。この構成案がありますが、これも非常にわかりやすく書いているのですが、ちょっと気になったところは、この構成案の中の2ですね。水の用途別の需要量と供給の目標のところがちよっと気になる。どうしてかという、8ページの冒頭のところで、「現行と同様」と書いてあるのですよ。計画目標年次における需要の見通し云々。供給のほうも1行目の後ろのほうから2行目あたりのところは、これはここで書くべきことではないのじゃないかなという感じはちよっとして、要するに7ページの2ですね。水の用途別の需要量と供給のことを現行のフルプランのやり方と同じようにまさか書くのではないでしょうねと思う。

それは先ほどのご説明を聞いていたら、ちょっとおもしろかったというか、30ページのあたりですね。協議会の必要性のところ、一番上の黒丸は現行のやり方が書かれている。それに対して、そのあと2つの黒丸のあたりを見ると、協議会でいろいろ調整をした後に需要の想定値ということが出てくるのかなと読めないこともないですよ。

そういうふうになると、さっきの8ページのところが、今、現行のそれぞれの当該地域から出てくる需要の想定値、水資源部のやり方、それとの比較をしながらいろいろやっていますが、この7ページの2は単にそういうものではないのじゃないかなと。もう既にここに出てくる段階で協議会というフィルターを一回通って、「総合的な水資源管理」等々の考え方を踏まえて、需要想定値とかが出てこないとおもしろくないのじゃないかなと。そのあたりはこの資料、あるいは先ほどのご説明だけでちよっと読めないというか、よくわからない。ですから、この7ページの2のあたりは構成案としてはこれでいいのだけれども、この中身をどうやって把握するか。もうちょっと工夫の余地とか検討の余地があるかなと思いました。

それから、15ページのところの「水を大切にす活動の取り組み」というのがありますが、このところで黒ポツが3つありますが、もう一つ、この前も議論が出ましたが、特に上水の独立採算制の概念の拡大というか、特に「収入」概念というか、これはつまり言い方を変えると、節水というものがもたらす外部効果の貨幣的な計測というか、それを現在のはやりの言葉で言うと「見えるようにする」、「可視化」という言葉がよく使われますが、その外部効果を見えるようにしないと、水を大切にす活動というものが今の制度のままでは現実のものとなってこないと思います。

それから、31ページのところで、協議会のことをいろいろ書いていますが、私は「分科会を置くことはできる」というのは別に問題はないと思いますが、この例として、「機能

別」の構成をとるとか、あるいは「地域別」の構成をとるといって分科会は趣旨から言っておかしいのではないかなと、あくまでも総合という水系全体を一つとしてとらえるという見方がベースだから、どうなのだろうと思います。むしろ分科会的なものを全体会に対してもし置こうとするならば、これは上の構成員をどういうふうにとらえるかにもよりますが、もし構成員が国の地方支分局、あるいは都道府県だけからなるのであれば、むしろ分科会的なものとしては、外部の第三者委員会みたいなやつの非常にコンパクトなものをつくって、言いたいことを言わせるというものを置いておいてもおもしろいのではないかなと思います。

それから、最後に41ページのところで、「総合水資源管理の体系」となっていますが、これは42ページを見たら「制度の体系」なのですね。これは「目次」も直したほうがよいと思いますが、制度の体系の42ページの冒頭のところで基本方針というのがあるって、43ページに基本的な方針だから、これが基本方針ですよ。それを書く必要があるということも冒頭で5行ぐらいの文章で書かれています。この括弧が非常に重要だと思いますが、これは前の資料では、基本方針とか理念となっていたのではないかと思います。理念でも基本方針でもいいですが、とにかくこの置きどころを制度の中で基本方針というのを書くよりも、もしこの基本方針を書くのであれば、先ほどの7ページでしたか、計画フルプランに変わるというか、ここの基本計画の構成のところの冒頭に、総合的な水資源管理の理念とか基本方針というものをきちんと書いておいたほうがいいのではないかなと思うし、これはもうここの43ページの冒頭のこういう文章で十分ではないかと思います。この下の内容をあまりくどくど書く必要はないのではないかなと思う。これを書きしまうと、総合管理の中身というか、7ページでいうと大きな3と重複してしまいますからね。

以上、長々とすいません。

**【虫明部会長】** ありがとうございます。幾つか非常に大切な点のご指摘ですが、最初のその河川審議会、これは何か関係を部長さんから説明していただいたほうが良いと思いますけれども。

**【上総水資源部長】** あちらの河川分科会のほうでも、例えば三村先生とか委員になっておられる方がおられますので、また補足いただければと思います。河川分科会のほうは基本的には治水が中心で議論されているかと思います。高い水のほうで地球温暖化でどういふ影響があって、どう流域を見てきた面的なところでの治水をどうしようかというところがメインかと思います。あわせて水が少ないときのことも、河川としての議論は当然必

要だということやっていたらいいのですが、したがって、その後半部分というのは、今、ここでご議論していただいている部分と相当リンクしてくるのは当然そうになってまいります。

そこで河川分科会と少し違う特色を出していくべきではないかというご指摘がございました。そのところはまたご意見をいただきながらまとめていきたいと思いますが、その部分はどうしてもオーバーラップはせざるを得ないというのが、私の今の感覚なわけでございます。

**【虫明部会長】** 私は両方出ているから。それから、実は河川とこの水資源部の合同部会をやったんです。それは河川は治水をやってきたけれども、水管理という視点で見ようと。河川のほうがむしろ治水だけじゃなくて水利用も管轄全体にしたいと、それは調整会議の議を経て、実は研究会の段階での中間報告があれに反映されているんです。河川分科会となっていますけれども、僕はそれは連携がちゃんとわかるように、どこの資料かというのは実は書いてあります。だから、ある意味では連携して出しているというので、河川審議会から出ていますけれども、そういう関係なのでむしろつまみ食いしたというか、水資源部での検討結果の濁水とか、水資源部分はこちらの情報が入っていると見られたほうが、むしろ連携していると見たほうがよくて、対立関係にあたり、差別関係にないんだということです。

ほかに幾つもお意見があったと思いますが、いかがですか。今の佐々木さんのご意見に対する、確かに構成のところから従来どおりのものがぼんと出てきて、これが頭にあって、ほかのものが何か総合管理が事項になっているのはちょっと違和感を感じるなど。新しいスキームの中で需給のことも考えるという構成にきつとなるべきなんだろうね。

だから、さっきの環境も含めたようなことを考えるんだから、それは需給形態にも反映するんでしょうし、その構成はやはり考え直すべきで、それはいいですね。

**【廣木水資源調査室長】** おっしゃるとおりで、今回は唐突に方針だとかそういうものを最初にご説明すると、今までの議論と連続性に欠けるということで、最初に計画を整理した上で、この計画を実施するためのこういう体制を考えましたというご説明をさせていただきましたが、おそらく取りまとめ等に際しましては、それを先頭に持ってきて、包括的な体系が見えるようにしておきたいと思います。

あと幾つかいただきました中で、需要の現行のフルプランと今回の形、特に需給の部分、特に需要の部分を検討するのに前と同じことをやるような印象に見えている部分もあるの

かもしれませんが、一つは、現在でも需要等の検討をするときに、頻繁に都道府県の関係部局等と連携しながら、どういう需要になっているのかというのはやっているわけですが、今回大事なのは、それを流域の協議会という形で見えるように、まさに先生がおっしゃったような可視化をしていくところに意義があるのではないかと考えております。要するにブラックボックスでやっているのではなくて、それは関係者がいる中でみんなでお話し合っ、こういうものができてきたというところが、非常に意味が出てくるのではないかと考えてございます。

【虫明部会長】 それから、先ほどのもちろん水系全体で、流域全体の協議会も必要ですけれども、特に環境とか水質とかという話になってくると、やはり地域別の協議会でないと機能しないんですね。つまり求心力がない、利根川全体で何かやろうといっても、それは利根川全体の計画はあるんですけれども、それぞれの行動計画なんていうのは地域別のも必要だという感じはしています。だから、その流域全体でなければだめだということ。ほかに、渡辺さん、どうぞ。

【渡辺専門委員】 今回の件とは別でいいんですか。

【虫明部会長】 いいです。

【渡辺専門委員】 今、いろいろお話が出てきた中で、この計画そのもの、方針とか計画そのものがほかの個別の行政とか計画とかなり絡んでいるんですね。例えば、河川整備基本方針とこの基本方針とでかなりラップする部分が出てくるんじゃないかという気がします。それから、先ほど三野先生の言われた農業用水の部分ともかなり絡んでくるし、そのほか水道とも絡んでくるしということで、この中で書こうとしていることが、書く主体が計画したものを書き込んでいくのか、どこが調整部分なのか、その部分が必ずしもちょっとよくわからないところがありまして、この計画で全部決めていくような感じにもとれてしまうので、ここは各主体がつくった部分で、それをこの中に書き込んでいく部分で、ここは調整していく部分だということの方がもう少しわかりやすくなると、皆さん、もっとイメージがアップができるんじゃないかなと思います。

それから、今、部会長の言われたように、利根川でイメージしたときにどのような組織になるのかなというのは、非常にものすごく膨大な組織になってしまっていて、実態、動くような組織ができるのかなということ、ちょっとイメージが難しいと思います。それから、もう一つは、こういう件を検討するときには、議長をだれにするのか、事務局をだれがやるのかというのが非常に大事なんですね。普通にいうと河川管理者に行くんですけど

も、そういうことでいいのかどうかですね。その辺が実態をやろうとすると、議長、事務局のところ非常に重要なことになってきまして、今までの流れからいくと河川管理者に行っちゃうんですけれども、それでいいのかどうか。その辺の考え方も少し整理しておくほうがいいんじゃないかと思います。

1 県のところだったら知事でいい気がするんですけども、複数県にまたがったときに知事というわけにいかないですし、なかなかその辺が難しいのかなということで、そのイメージも少し整理しておいたほうがいいんじゃないかなという気はします。

【虫明部会長】      ほんとうに大切なところですよ。それは整理して、また次回……。

【上総水資源部長】      今、制度をほんとうに具体化していく上で大変悩ましいところで、でも大事なことだと思っております。これは関係の方々、いろいろ意見を聞きながら、形づくっていかないとだめなことだと思っております。きょうのところは体系全体として、こういう計画づくりをすべきじゃないかという、相当ざっくりした提案でとどまっております。制度の詳細は詰めていくときには、まだまだこれではとても追いつかないところがあるのもそのとおりかと思っております。またいろいろご意見をいただければと。

【虫明部会長】      そうですね。どうぞ。

【小泉専門委員】      今のお話とも関係してくると思いますけれども、この全体のお話を聞いていて、網羅的に非常によくまとまっているという印象はあるのですが、ハード的な意味では受け身だなという印象なんですね。私自身、ある意味でこれからの地球環境問題を考えていったときには、太陽エネルギーで蒸発させてくれて、上流のほうに雨を降らせてくれると、このエネルギーたるや相当なものがあると思っているわけです。

先ほど嵩上げのような話がありましたけれども、さらに上流に何かをつくっていくような話は全くないし、こういうご時世だからそういうことは書けないのかもしれないんですけども、そういう意味で位置エネルギーといいますか、水量、水質ということを考え始めたというのは、特に水質が入ってきたというのはよろしいと思っておりますが、位置エネルギーというものをもう少し考慮していくような水管理があるといいなと。

そのときには単にソフトの話だけではなくて、ハード的な話もこれからはどうしても出てくると思います。現在は現状維持の状態では有機的な連携みたいなことでやられているわけなんですけど、将来的に100年、200年のオーダーで考えたときに一体どうなるかということも、本来ならばどこかが考えなければならない、国家戦略として考えることが必要ではないか。そのときには、エネルギーの問題をよく考えていくということが必要かな

と思っております。

以上が全体的な印象なのですが、この17ページ、前回の議論を蒸し返してはいけないとは思っていますが、5時で退席したものですから、もう一言申し上げておきたいのは、この雨水・再生水の利用の促進ということで、今回、利用目標値とかそういったことも出てきたものですから追加します。先ほどの説明の中で、安全性リスクを考えるとということは説明していただいたので、できれば文字のほうにも落としとしておいていただきたいということと、それから、今、申し上げてきたエネルギーの問題、それからコストの問題。特に、下水再生水とか雨水を利用したときに、一次エネルギーから考えたときに、ほんとうにエネルギー的にいいのかどうか。濁水ということで、一時しのぎで何かを使うという意味のときには、この下水再生水というのは、私はかなり価値があると思っております。

ただ、雨水については、前回も申し上げたように、濁水ときには最初に使えなくなる水ですので、それは10年のうちの9年間、あるいは20年のうちの19年間、大体は使えるのだけれども、いざというときには使えない水だという認識です。そのときのエネルギーの問題とかコストの問題とか、安全性リスクの問題をきちんとクリアした上で、こういった利用目標値とかそういった話に展開していただきたいということを改めて申し上げておきたいと思えます。

【虫明部会長】 何か関連して、古米さん。

【古米専門委員】 非常によくまとまっているということと、総合的にやるというところで、先ほど小泉委員も言われたように量と質の話が明確に出てきたと感じています。改めてそうすると、この構成の中でも最初に全体があって、需要量の見通しと供給の目標ということで入っていて、その後に総合管理の中に施設だとか需要、水質、地下水、流域となっていて、そちらの統合管理の事項の中に需要という量の話と水質が入ることによって、それぞれ総合的にやると書いてあって、それが一体化したのかなというように読み込めるんですけども、場合によっては2の水用途別の需要量の見通し及び供給の目標のところに、もう少し量とともにこんな用水のための水質が必要だという質の概念が入った形で需要量というものを見るとか、あるいは供給の目標の中に量プラスこんな質をイメージしたものであると。総合管理するためには水質管理が非常に重要で、水質環境基準みたいなものをしっかりと定義するとか、同時に水環境保全の観点も入れていくことが重要だという形にしたほうがよくて、きょうの資料で言うページ8のところに、もう少し一体化するという宣言を入れていただくと、バランスがいいんじゃないかなと思いました。

それに関連するところで申し上げますと、例えば14ページのダム運用のところ、効率的な運用で、緊急避難的にやるような場合もありますけれども、これも量でとどまっています、実はこれ以上、水を運用するためには非常にいいんだけど、それをすることによってどちらかのダムが非常に水質悪化することも起き得るわけで、それを制約条件のもとでどこまで運用できるのかというように、実際に量のことをやったときに質がどう変わるのかということ意識した形で今後進めていくんだというまとめ方が大事ではないかと思います。

もう一つ、質に絡むところで気になる点は17ページで、下水再生水は非常に重要な安定水源である、だけれども、利用に関しては水質に留意が必要であると。したがって、基準等を設けたり、あるいは安全性評価は重要ですよ。言いかえれば、下の雨水、あるいは個別循環の水も下水再生水と同様に水質ということに留意が必要だと。これは明確に書かれたほうがいいように、もう少し量だとか質ということが大きな項目でそれぞれなるのではなくて、量を扱っているところでも質にどう配慮していくのかということを追加していくことが非常に重要なことというのが大きな1点目の感じたところです。

2番目は、今回、こういった管理をする上では非常に情報が重要で、その情報自体がある程度定量化されて、皆さんが情報共有できるようなものにならないといけない。ただ、数値ではだめなので、今回、具体的にこんな水と物質のモデルであるシミュレータみたいなものが必要だと明確に出てきたことは、私は非常に有意義だと考えています。

そのときに、35ページ目だとか37ページ目のところに幾つか構造が書いてありますけれども、例えば、37ページのほうがいいかわかりませんが、今後、議論が進むと思いますけれども、ここも実は水量とか熱量とか構造物とか水質ということが入っていますが、水質の議論をするためには一番下に書いてある発生源みたいなものが水質の中にぽつんと入っているんですが、実は水質を規定しているのは量ともかかわりますが、土壌であるとかそこでの活動といった大きなフレームを入れておかないと、こういったマネジメントツールとしてのモデルが機能できない。

そうすると、水資源のためには、そういった発生源について別の担当部局頑張ってくださいと、このモデルの中でどの部局、どの主体、関係主体がどう貢献できるのかということが施策に反映できるようなモデル構造にしておくことが必要であるということをもう少し明確にされると、ここのツール自体が機能するんじゃないかということを感じました。

3番目は、先ほどの佐々木先生のご指摘にもかかわるのかもわかりませんが、その議論

の中で大体、私も理解できましたが、まず国のほうでこの方針をつくると。だけれども、そのときは関係行政機関と協議をする、その協議は流域の協議会であると。その方針ができた段階で、具体的にマスタープランと書いてあるような基本計画を協議会で議論すると。だけれども、策定をするのは国であると。協議することと策定することと、場合によっては協議した結果がそのままオーソライズされる、最終的に責任を持つところはもちろん国なんでしょうけれども、決定する権限のある主体がいつまでも国というのではなくて、協議会が決定をしたと、だけれども、それは県単位ではオーソライズできないので国がオーソライズすると。そうすると策定という言葉とオーソライズするという言葉は、若干、私は違和感があるので、そこら辺を明確にしたほうが、全体像がわかるのかなというのが3点目です。

【虫明部会長】      ありがとうございました。ぜひご検討いただきたいということです。三村さん、どうぞ。

【三村専門委員】      気候変動の問題について、もうちょっと具体的なことが何点かあるんですが、一つは日本に対する影響の予測とかそういう中で関係する問題の一つが、積雪水資源、雪が減ってしまうと。これは日本海側とか東北なんかでそうで、先ほども雪解け水が春先に使えなくなるような危険性があるんじゃないか、そういう話は、基本的な方針ですから、そういう細かいことを書くのかどうかわかりませんが、意識しておく必要があると思います。

2番目は温暖化による降雨の変化の特徴というのは、全体として降雨量は増えるんだけど、集中豪雨が増えて、なおかつ無降水期が長くなるという両方で悪いことが起こるのが特徴で、降雨の強度が強くなると、土砂生産も増えるんじゃないかという予測があって、ダムの堆砂とかそういうところにもきいてくる。そうすると、後ろのほうにダムの管理とかそういう話があるんですが、ダムの堆砂の問題とかそういうのをどうするかというのを考えておく必要があるんじゃないかと思います。

それから、これは現時点での予測に基づいてということなんですが、渇水が起りやすくなる地域は西日本や九州でそういうのが多くなると予測しているんです。ほかのところは大丈夫だと言っているつもりはないんですけども、特にそういうふうに指摘されると。今みたいに考えてくると、例えばこの総合水資源管理計画をつくるのを、7水系はどこなのか私はよく知らないんですが、例えば日本海側とか東北のほうは少なくないのかとか、あるいは九州とか四国のほうもちゃんと渇水のことを考えてつくっておく必要が

あるんじゃないかとか、水系を選ぶときに人口や経済活動の重要度から見て、まずここからいきましょうというのと同時に、将来考えられる影響の大きさに応じて考えてみる必要がある、そういう視点もあるんじゃないかなと思います。ちょっと気がついた点はそういうことです。

【虫明部会長】 恵先生、どうぞ。

【恵特別委員】 ただいまの土砂管理の話に関連しまして、例えば25ページは水源という位置づけは起点に扱われているんですが、終点に当たる海、海域、河口部への土砂管理、土砂供給、海浜の養浜とか干潟の醸成とかそういうところも先ほどからお話を聞いて、水部の話なので、河川とは違うので言えないのだろうなとずっと思ってじっと我慢をしていたんですけども、そこら辺は総合的な水資源の管理に付随して、水が運ぶ資源も扱わないのかどうなのかということをやっと今まで考えておりました。

それが1点と、流域が持つ水質保全のための浄化能力、例えば流水保全水路のようなものはもちろん河川で行われているわけですが、その浄化能力の高い自然系の生物処理のできるような流域をどうやって管理するかというところになってくると、これは地下水にしみ込む際の土地ですとか地表の浸透しやすいまちづくりとか、そういうことに波及していくので、これも多分触れないんですねという質問が2つ目です。

最後に流域の中で山村とか水源地域を保全する人々、人材に関する仕組みですとか、山村地域のところはほかの施策との連動で語るのかというのが、今の方針でしょうかという質問です。

【虫明部会長】 お答えがあれば。

【廣木水資源調査室長】 土砂につきましては、何が書けるか、今のご意見を含めて検討してまいります。

【虫明部会長】 それは河川分科会の報告にもありますけれども、河川の政策として水系一貫の土砂管理というのは、上流から下流、沿岸域までの土砂バランスのテーマなので、おっしゃるとおり水資源と関係あるんだけど、さっき渡辺さんがおっしゃったような話で、水管理全体としてはいろいろあるけれども、それぞれがやっているものをこの中でどう位置づけて書くかという話に類するんだと思います。ほかの話もそうかなと思うんですが。

【廣木水資源調査室長】 おっしゃるとおりで、全部ここで何もかも検討してオリジナルで全部書きおろすというよりは、ほかでやっているところをのせて可視化するというのが

は非常に意味があると思っていますので、そういうことを含めて今のご意見を反映できるようなことはないかということを考えたいと思っておりますことと、浸透しやすいまちづくりの部分は、実は我々もまだ書き切れていないという認識を持ってしまして、この中で一つ大事なのは、流域全体を使うだけじゃなくて保全するという視点が非常に大事ですし、それが社会に対して強いメッセージを出せるポイントだと思っていますので、足りない要素の部分をもう少しつけ加えさせていただきたいと思っております。

【虫明部会長】 だから、そういうことでは、昔、水基本法のような全体の枠があってという、今、水基本法という話はあまり出ませんけれども、そういう中でそれぞれが位置づけられればすっきりするんでしょうけれども、今、河川法があり、水特法をもう少しマネジメントと、全体像を見せながらというところがなかなか難しいんです。ということを理解していただきたいと。

【曾小川専門委員】 先ほどからずっと出ている話で、ほかの計画や構想との関係をしっかり示し、どこの部分は扱わないとか、どこの部分は扱っているということは明示する必要があります。先ほど佐々木委員から出ましたけれども、社会資本整備審議会とこちらは国土審議会ということですから、その役割分担ということは当然あると思うんです。

今回の場合には、水需給ギャップは達成しているという認識でありますので、そういったことを踏まえて、この全体のタイトルになっています、まさにマネジメントを前面に出すことで、それで全体と各計画との関係を整理することが、この計画を非常に際立たせるのではないかと、そんな形のことを前段としてきちんと整理をしていただければと。

水資源といっても、恐らく一般の人から見るとよくわからない、報告書が出て、他の計画や構想との関係を理解しづらいと思いますので、そこをまず整理することが必要だと思います。それからもう一つ、今回、下水処理水の利活用についても書いてあるんですが、全体としては非常に難しいこととは承知してお話しするんですが、費用負担の考え方、これは実際に進めるときに長い歴史の中で決まったり、先ほど来のご答弁の中でも、ある地域ごとの話し合いにお任せするというご答弁がありますが、基本的な考え方というのは示しておく必要があるんじゃないかと思います。

【虫明部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【植村特別委員】 私もいろいろご意見が出たのとほとんど同じで、佐々木委員がご指摘のところとほとんど同じなんですけれども、全体的に非常によくまとまっております、これがほんとうにできればいいなと。各省庁間のいろいろな調整とか分担、責任の問題は

あろうかと思えますけれども、この方向で進めていただきたいと思います。

細かいことですが、4ページの水資源管理の方向性ということで、これで非常に新しい方向性が出てきたなということがわかるんですけども、この内部化ということで、すべて計画の中に入れて込んでおられると思うんですけども、もう少し何か今回の大きな方向性みたいなものが内部化されているとはいえ、何かはっきりと見える形にしたほうが、インパクトがあるのではないかと思います。

それから、あと個別なので、今回、7ページの3項目の中で1から5が出てきておまして、こういう非常に細かいデータをもとにいろいろ考えていくということですが、34ページの必要な情報及び実態というのがございまして、非常に大きなさまざまな情報の中からマネジメントしていくに当たりまして、34ページに書かれてある必要な施策とデータを見ますと、今まで水関係のことだけでございまして、新しい取り組みとしては流域の保全とか入れておりますので、水源地域の保全とか流域の水循環の保全という項目があります。そのところ、さっき発生源の話も出ましたし、限界集落の話も出たので、その地域の水源地のいろいろな情報の変動してくると思いますので、そちらの情報を水量、水質とは直接は関係ないかもしれませんが、非常に大きなファクターだと思いますので、森林の情報等も入れていただいたほうがいいのではないかなと思います。

それからあと、私は協議会のところも気になっておまして、協議というので42ページ、ここのお話を聞きますと、私も佐々木先生と同じ疑問を持っていたので、協議して決めるのか。協議して決めたなら、もう一度新たに策定するとか前後関係が少しややこしくなっておりました。決めたことをまた調整するとか、そのところの時系列をすっきりしていただいたほうがわかりやすいということと、これからの時代において協議でいいのか、あるいは協議会のほうに意思決定の比重を置いていくのかとか、この辺はご検討いただいたらと思います。

それから、さっきの分科会も同じ意見なんですけど、個別でやり出すと統合するということでは見えにくくなりますので、そこは必要に応じてだと思えるんですけども、あまり細かくなるとわからなくなるということと、そこに例えば協議会のほうは自治体の方とか、省庁の関係者の方ですけども、例えば、いろいろな節水だとかPR、住民啓発ということがありましたので、住民の方々はどこに入っていたかということも必要かと思いました。

それから、これはもともとの法律を新たなものに改正しようということで、従来のもの

が起点になっているし、それを大幅に変えるというわけにはいかないので、色濃く残っているということかなと思うんですけども、例えば、7水系を中心に国がされるということで、それ以外の水系も必要があればということですけども、それはそれとしていいと思うんですが、新たな時代の中において水質、水量、変動リスクとかいろいろなことを考えたときに、全体をかぶせるものにしておいて、今、緊急にしたほうがいいという水系もお話でありました。全体をカバーしておいて、国はここをすとしたほうが、この法律をまた新しくもしつくれるのであれば、及ぶ範囲を全体にしておいて、だれがどうするかということを決めたほうがいいんじゃないか、そういう法律の作り方ができるかどうかわかりませんが、新たにもしつくり変えるなら、カバーする領域ももう少し広く全国にとっておいて、緊急必要、あるいは7水系中心にとやっておいたほうが、今度、新たな形で考えましたということがよりわかりやすくなるのではないかと思います。

【廣木水資源調査室長】 渡辺委員からのご指摘もありましたように、計画をつくる主体がどういう構成で、事務局がだれになるというのは非常に内容などに効いてくるので、それは実はまだ内部で、これは当然ながら調整事項も入りますし、定まっていないので、この程度におさまってございます。事務局的な漠然とした方向性としては、かなり協議会が原案をつくっていくというに近いイメージは持っているんですが、それに伴ういろいろな問題、課題がありますので、それをクリアしたときにそこが見えてくると。もちろんその上できょうのご議論は十分考えさせていただいて、反映できるようにしたいと思っております。

【植村特別委員】 ありがとうございます。

【虫明部会長】 ほかにいかがでしょうか。それでは、もうそろそろ時間が迫ってまいりましたので、今回の議論は、ここでの議論は閉じたいと思います。大変貴重な、有益なご意見をたくさんありがとうございました。まだお気づきの点は事務局のほうへ直接お申し出いただければありがたいと思いますが、事務局では、本日の議論を踏まえて、中間報告のたたき台をつくっていただき、次回、議論したいと思います。

それでは、これをもちまして本日の議事は終了いたします。事務局へお返ししますので、よろしく申し上げます。

【西川水資源政策課長】 虫明部会長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定等についてご説明させていただきます。

事務局といたしましては、本日のご議論、ご指摘を受けて、さらに作業を進めてまいり

たいと思います。また個別にお話を伺いに行くこともあるかと思います。次回部会の具体的な日時、場所につきましては改めて連絡させていただきます。また、本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載いたします。なお、議事録につきましては、その前に委員の皆様方に内容確認をお願いする予定でございますので、よろしく願いいたします。

ここで私ども事務局から幾つかご報告事項がございます。実は本日付で、私どもの水資源計画課長、粕谷が異動になりまして、後任が矢野でございます。ちょっとごあいさつ。

【粕谷前水資源計画課長】 先ほど辞令をいただきまして、本日付で厚生労働省の水道課長に異動ということになりました。先生方、大変いろいろご指導賜りましてありがとうございました。水から逃げるのができませんでしたので、どうぞ引き続きまたご指導、よろしく願いいたします。

【矢野水資源計画課長】 後任で参ります矢野でございます。いろいろお世話になります。よろしくどうぞお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 あと実はきょう8月1日は水の日でございます、私ども12時半から国土交通省の玄関で、毎年、打ち水大作戦と、私、こういうものを用意して、ちょっとやってみよと。残念ながら、きょうはちょっと薄曇りで、気温が30度ぐらいなので、どのぐらい水が蒸発の潜熱でどのぐらい涼しくなるかよくわからないですけれども、こういう活動は、どうしても水というのは日常生活の中でだんだん遠ざかってしまっているような気がしますので、少し自然界の水循環の基本の基を皆さんにちょっとご体験いただければということで、私ども国土交通省の職員にまず声をかけております。もしよろしければご見学いただければと思います。

あと、同じくきょうは8月1日、水の日でございますので、実は私ども毎年出しております「日本の水資源」、でき上がっておりますので、後ほどお配りいたします。ちょっと重いものですから、もしご必要があれば郵送もいたしますし、ごらんいただければと思います。

連絡事項は以上でございます。

【廣木水資源調査室長】 今後の中間取りまとめの案でございますけれども、ご議論の前に、でき得れば私ども事務局、早目におつくりして委員の先生方にお届けして、ご意見をいただいた上で、なるべく修正したものをご提示したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【西川水資源政策課長】 それでは、以上をもって閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりまして、熱心なご議論をいただきましてどうもありがとうございました。

— 了 —